

## 年金を食いつぶす

### 老人養護費

(西ドイツ)

西ドイツの連邦家庭相 Antje Huber は、この9月28日ルドウィヒスブルクで2日間にわたり開かれた、第50回労働・社会相会議の冒頭で、西ドイツの要保護老人の多数は所要の費用を賄えないでいる、と報告した。

報告によると、養護ホームにいる65歳以上の老人の5分の4は、年金だけではやっていけないので、社会扶助に頼っているという。この場合養護費は月1,000ないし2,500 マルクで、高度の養護の場合4,600 マルクであり、一方労働者年金保険の年金平均は1976年に被保険年数40年以上の男子は約1,150 マルク、740 マルク、職員保険で男は約1,560 マルク、女は1,140 マルクである(月額)。

報告はさらに外来診療の養護活動に非常な欠損のあることと、ホームの多くの内容が十分でないことをあげている。また要養護老人の病床の欠陥を2つあげ、1つは疾病金庫が年金受給者からも入院費を全額とること、および老人の入院が長びきがちであることをあげ、これは養護ホームに入りたがらないとか家では外来診療の看護が受けられないからであるとしている。

1975年の養護費は29億マルクで、これは社会扶助の支出総額の3分の1をこえる。この費用の3分の1は社会扶助への請求権で補われる。

*Süddeutsche Zeitung*, 29 Sept. '77

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 連邦医療制度の 不正を矯す法案成立か

(アメリカ)

連邦議会下院の2の委員会——州際・対外通商委員および歳入委員会——は、このほどメディケアならびにメディケイド・プログラムの不正、乱用および浪費を抑制する立法案(HR 3)を下院本会議に送付することに同意した。

両委員会は、医学的記録の秘密性に関する規定を除き、基本的には同趣旨の法案を報告している。

この法案の提出は、次第に経費が高くなる連邦保健ケア・プログラムにおける不正と乱用に対する上・下両院の大きな関心に起因するものである。実にこれらのプログラムの不正な給付、不正な請求書および不必要な治療のごとき問題が、最近の連邦ならびに州の調査でも多く摘発されて世論を喚起したのであった。1975年に、これらの不正を矯す立法措置が考えられていたが、第95回連邦議会まで大幅な改正は延期され、メディケア・プログラムについてわずかな改正のみが1976年に採択されている。

さて両委員会によって報告された通り、今回の法案(HR 3)は、不正に対する罰を加重し、PSROプログラムを強化し、プログラムの提供者により多くの情報公開を義務づけ、プログラムのその他の行政改革を行おうとするものである。医学的記録の秘密性に関する両委員会の意見の不一致は、PSROの規定に表われている。

上院財政委員会は、同様な法案(S 143)を8月4日に報告している。

なお、ごく最近の東京新聞夕刊に、この立法の成立が報じられていたことを付記する。